

豊島区障害福祉サービス事業者等経営安定臨時支援金に関するQ&A

No.	質問	回答
1	本事業の内容はどういうものか。	区民の生活の場を守ることを目的として、区内サービス事業者に向け、主に人材確保支援のための支援金を支給し、事業の継続・安定化を支援するものです。
2	対象となる事業者はどこか。	法で定められている障害福祉サービス事業者及び障害者支援施設及び地域活動支援センターを対象としています。詳細はホームページをご覧ください。
3	区の産業振興課が中小企業・小規模事業者向けに交付する「としま賃上げ促進支援金」の交付対象にもなっているが、障害福祉サービス事業者等経営安定臨時支援金とあわせて交付を受けてもよいか。	区の産業振興課が交付する「としま賃上げ促進支援金」と障害福祉サービス事業者等経営安定臨時支援金の併給はできません。それぞれの条件を確認し、より有利な交付金を選択して申請してください。
4	経営安定臨時支援金の用途は決められているか。	本支援金は職員の確保のための求人広告費、求人誌又は求人サイトへの掲載料、採用PR動画の作成委託料などへの補填、などが挙げられます。
5	支援金が余った場合、清算する必要があるか。また、実績報告書の提出は必要か。	清算は行いません。令和8年度の経費に充てるようお願いいたします。また、支援金の実績報告書の提出は必要ありません。
6	申請書はどこで入手できるか。	申請書は、区ホームページよりダウンロードしてください。また、電子申請についても受け付けています。区のホームページをご覧ください。
7	指定管理施設が対象外となっている理由は何か。	区の委託事業であり、指定管理料の中で物価高騰分に対応しておりますので、対象外としています。
9	申請はどのように行うのか。	書面による申請の場合には、郵送にて申請してください。また、電子申請の場合には、入力フォームにて申請してください。
10	申請後、結果通知などは送られるのか。	申請書の審査後、令和8年6月中旬～7月初旬に交付（不交付）決定通知書を郵送いたします。
11	支援金の振込みはいつ頃か。	令和8年7月中旬から指定口座へ振込みいたします。
12	交付申請期限を過ぎてしまった。期限後も申請することは可能か。	期限を過ぎてしまった場合は、申請できません。
13	1事業所で2つの障害福祉サービスを実施しており、それぞれで事業所番号が異なる場合、どのように申請するのか。	法人単位での申請をお願いします。区内で1事業所で2サービスを行っており、それぞれで事業所番号が異なる場合は、法人で2サービス分を1つの申請にまとめて作成してください。

豊島区障害福祉サービス事業者等経営安定臨時支援金に関するQ&A

No.	質問	回答
14	同一の法人で複数の事業所を運営している場合(同一法人が持つ事業所番号が複数の場合)、それぞれが申請することは可能か。	事業所ごとではなく、法人単位での申請となります。
15	居宅介護事業所で介護保険サービスの指定も受けている場合、「介護サービス事業所経営安定臨時支援金」と障害福祉サービス事業者等経営安定臨時支援金どちらも申請できるか。	同一サービスで2つの支援金の交付を受けることはできません。介護保険サービスの指定を受けているサービスについては、「介護サービス事業所経営安定臨時支援金」で申請してください。居宅介護については、本支援金で申請してください。
16	共同生活援助の申請はユニット別に申請できるか。	共同生活援助の申請は事業所単位(事業所番号単位)で記載いただきますので、ユニット単位での記載はしないでください。
17	共同生活援助の事業所の所在は豊島区外だが、ユニットが豊島区内にある場合、対象となるか。	共同生活援助の申請は事業所単位(事業所番号単位)で記載いただきますので、事業所が豊島区外にある場合は対象外です。
18	同じ建物内で複数サービスを提供している場合、全て申請することはできるか。	1サービスごとに申請可能です。ただし、事業所番号が同一である多機能型事業所の場合は、1事業所分の申請になりますのでご注意ください。
19	法人内に、豊島区以外に所在する事業所で、豊島区の利用者がいる事業所があるが、申請は可能か。	申請できません。令和7年12月1日時点で豊島区内に事業所または施設を有し、東京都若しくは豊島区の指定を受けている事業所が対象となります。
20	法人内に、主たる事業所が豊島区以外に所在し、従たる事業所が豊島区内に所在する事業所があるが、申請は可能か。	申請できません。令和7年12月1日時点で豊島区内に主たる事業所を有している事業所が対象となります。
21	事業所は豊島区内にあるが、豊島区が支給決定する利用者がいない。この場合申請は可能か。	申請できます。令和7年12月1日時点で豊島区内に事業所または施設を有し、東京都若しくは豊島区の指定を受けている事業所が対象となります。
22	法人全体で支援金の交付金額に上限はあるか。	1サービスあたり、15万円ですので、法人全体での上限額はございません。
23	今回の支援金は課税対象となるのか。	一般的には事業所得等に区分されるため、課税対象となります。疑義がある場合は、税務署または税理士の方等にご相談ください。 なお、本支援金について、消費税仕入控除税額の報告をしていただく必要はありません。
24	振込口座は法人の口座を指定する必要があるか。	必ずしも法人の口座である必要はありませんが、申請者名義と一致している必要があります。
25	振込先口座は事業所毎に変えることはできるか。	支援金の申請者は事業者(法人)の代表者となるため、申請者の口座となります。事業所の口座を振込先とする場合は、申請者(法人代表者)が作成した委任状が必要です。
26	複数の事業所があるため、口座を分けて振込をしてほしい。	恐れ入りますが、法人が指定した申請書兼請求書記載の指定口座へ振込みいたします。事業所ごとの振込みはできません。

豊島区障害福祉サービス事業者等経営安定臨時支援金に関するQ&A

No.	質 問	回 答
27	休止中のサービスも対象になるか。	申請時点で休止中であれば対象外です。